



議案第三十号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びに

その徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

(昭和四十七年三朝町条例第十六号)第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名 農村地域農業構造改善事業 東小鹿地区ほ場整備工事
- 二 施行場所 三朝町大字東小鹿地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の二十五パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。